

18川監公第7号

平成18年4月10日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年11月25日付け17川監公第14号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

17 川総行革第 262 号

平成 18 年 2 月 28 日

川崎市監査委員 鹿 川 隆 様

同 奥 宮 京 子 様

同 小 林 貴美子 様

同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 17 年 11 月 25 日付け 17 川監報第 11 号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 17 年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

[指摘の要旨]

1 コンクリート連続基礎工事の施工管理を徹底すべきもの

有馬中央公園のフェンス工事の現場を調査したところ、コンクリート連続基礎において、フェンス支柱の約半数の 28 箇所ではひび割れが見られた。ま

た、仕上り面の一部分にくぼみが見られた。

ひび割れの原因は、削孔時点ではコンクリート打ち込み後の養生期間が短かったため、コンクリートが設計強度に達していない状態で荷重を加える削孔をしたこと、コンクリートの固まる時に発生する収縮の力が削孔した部分に集中したことなどが考えられる。

また、仕上り面のくぼみの原因は、コンクリート打ち込み時の締固め不足により、コンクリート中に気泡が残り発生したためである。

コンクリート連続基礎のひび割れおよび仕上り面のくぼみは速やかに補修するとともに、コンクリート連続基礎工事に当たっては、施工方法の十分な検討と施工管理の徹底を図りたい。

(環境局緑政部)

[措置の内容]

有馬中央公園のコンクリート連続基礎工事については、フェンス支柱のひび割れ及び仕上り面の一部分のくぼみの補修作業を平成 18 年 1 月 16 日に実施いたしました。

また、平成 18 年 1 月 18 日に第 2 回緑政部技術監理委員会を開催し、コンクリート連続基礎施工についての指摘事項に関する説明を行い、同様の構造物を施工する際には、コンクリートの基本的な性質を考慮して施工方法をよく検討し、施工管理を徹底するよう周知を図りました。今後は適正な施工に努めてまいります。